

都市計画法施行令第 25 条第 6 号ただし書きの運用基準

(都市計画法施行令第 25 条第 6 号ただし書きの適用により公園等の設置を不要と判断する基準)

「都市計画法施行令第 25 条第 6 号ただし書き」の運用における、「開発区域の周辺に相当規模の公園，緑地又は広場が存する場合」とは，次のいずれかに該当する場合に適用する。

- 1 予定建築物が住宅（宅地分譲を含む）の場合においては，当該開発区域（開発区域の面積が 1ha 未満に限る。）から概ね 250 メートルの範囲内に公園等がある場合。
- 2 その他の理由により，市長が公園の設置を不要と判断する場合。

附則

この基準は，令和 7 年 1 月 1 日から施行する。